

許可申請書

（第一面）

不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

_____年 _____月 _____日

金融庁長官
国土交通大臣 殿
知事

申請者 商号又は名称
本店所在地

代表者氏名
電話番号

申請事務
担当者名
電話番号
メールアドレス

③ 商号又は名称及び住所

フリガナ	
商号又は名称	
住所	

④ 資本金又は出資の額（単位：円）

	円
--	---

⑤ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許に関する事項

免許番号	第 _____ 号
免許年月日	_____年 _____月 _____日
有効期間	自 _____年 _____月 _____日
	至 _____年 _____月 _____日

⑥ 法第2条第4項各号の種別

- 1. 第1号
- 2. 第2号
- 3. 第3号
- 4. 第4号

⑦ 特定勧誘業務を行おうとする場合にあっては、その行おうとする不動産特定共同事業の区分に応じ、金融商品取引業の登録又は適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項

(1) 行おうとする不動産特定共同事業の区分

- 1. 第一号事業
- 2. 第二号事業又は第四号事業（不動産特定共同事業契約に基づく権利の流通性その他の事情を勘案して第88条で定めるもの）
- 3. 第三号事業又は第四号事業（不動産特定共同事業契約に基づく権利の流通性その他の事情を勘案して第88条で定めるもの以外のもの）

(2) ①金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条の登録に関する事項 ②適格機関投資家等特例業務の届出に関する事項

登録番号	財務（支）局長（金融）第 _____ 号	官轄財務局等	
------	----------------------	--------	--

⑧ 第四号事業（特定勧誘業務のみを行うものを除く。）を行おうとする場合にあっては、金融商品取引法第29条の登録に関する事項

登録番号	財務（支）局長（金融）第 _____ 号
------	----------------------

⑨ 法第73条第1項各号に規定する事業の種別

- 1. 第1号に規定する事業
- 2. 第2号に規定する事業

⑩ 第一号事業を行おうとする場合にあっては、特例投資家のみを相手方又は事業参加者とするか否かの別

- 1. 特例投資家のみを相手方又は事業参加者とする。
- 2. 特例投資家のみを相手方又は事業参加者としな

⑪ 第三号事業を行おうとする場合にあっては、特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行うものであるか否かの別

- 1. 特例投資家のみを事業参加者とする特例事業者のみの委託を受けて行う。
- 2. 特例投資家以外も事業参加者とする特例事業者からの委託を受けて行う。

⑫ 電子取引業務を行おうとする場合にあっては、その旨

--

⑬ 不動産特定共同事業及び宅地建物取引業以外に行っている事業の種類

事業の種類	

(第二面)

◎ 役員に関する事項

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	

(第三面)

◎ 事務所に関する事項

事務所の別	
事務所の名称	

所在地	
電話番号	

◎ 不動産特定共同事業法施行令（平成6年政令第413号）第4条で定める使用人に関する事項

フリガナ	
氏名	
住所	

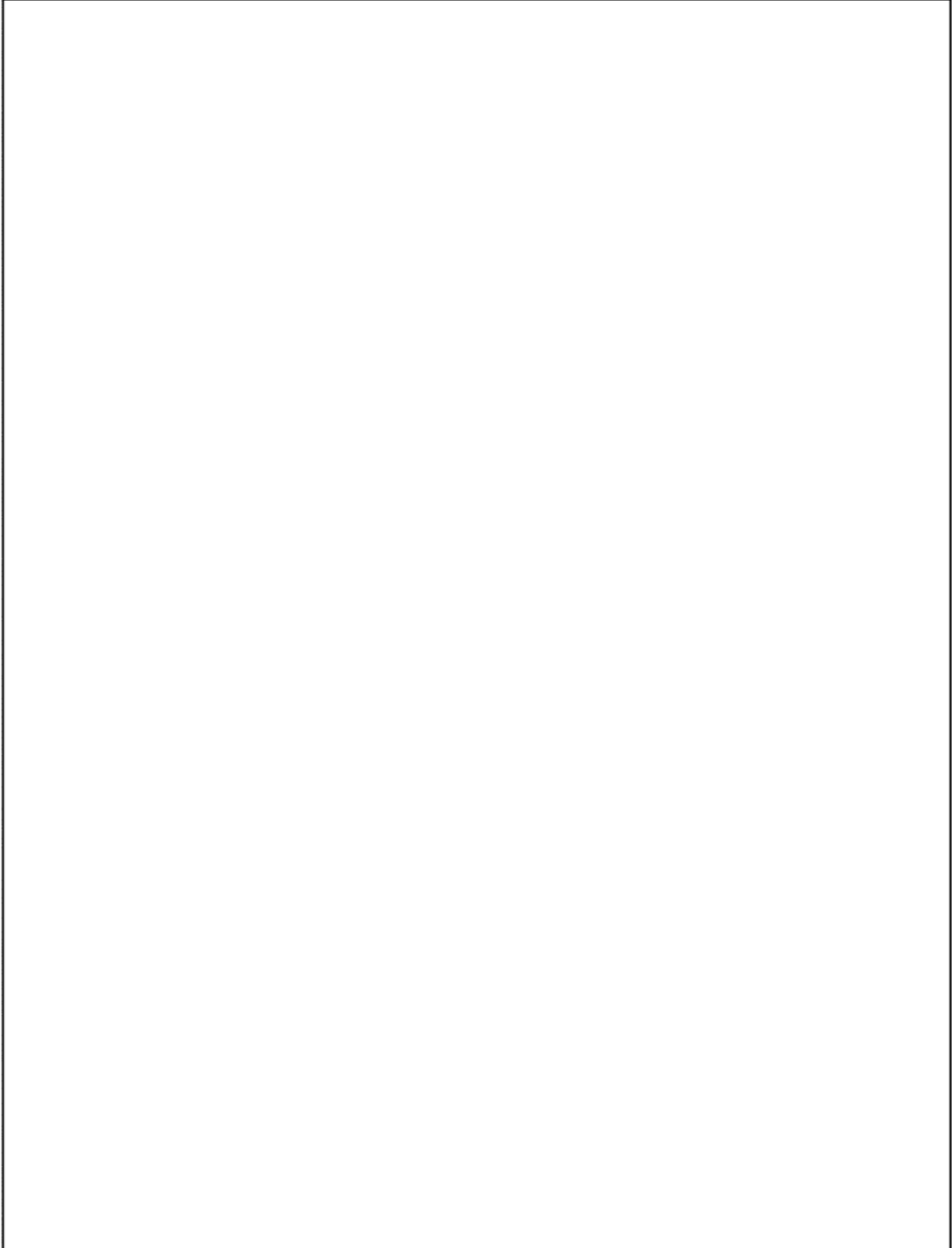
◎ 法第17条第1項に規定する者に関する事項

登録番号	第	号	—
フリガナ			
氏名			
住所			

登録番号	第	号	—
フリガナ			
氏名			
住所			

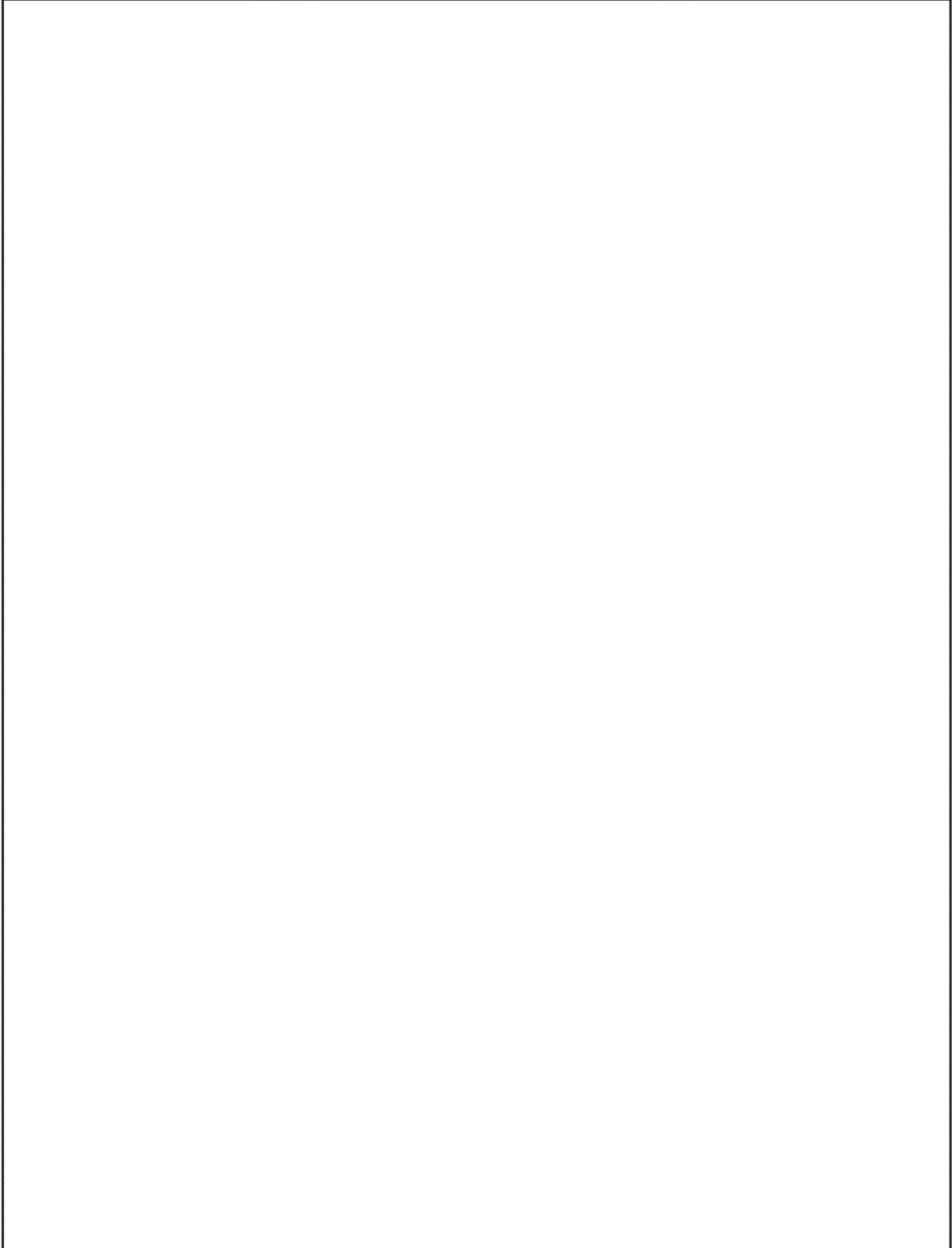
(第四面)

不動産特定共同事業に係る業務の方法



(第六面)

電子取引業務を遂行するための体制



(第七面)

登録免許税納付書・領収証書又は証紙貼付け欄

(消印してはならない。)

記載要領

1 各面共通事項

- ① 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

- ② 1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

2 第一面関係

- ① 「免許番号」の欄には、下表により該当する者を記入するとともに、免許番号を記入すること。

国土交通大臣	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事	北海道知事（オホ）
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事	北海道知事（胆振）
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事	北海道知事（日高）
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（十勝）
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（釧路）
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（根室）
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	北海道知事（後志）	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	北海道知事（空知）	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	北海道知事（上川）	
群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事	北海道知事（留萌）	
埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事	北海道知事（宗谷）	

- ② 「事業の種類」の欄には、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成14年総務省告示第139号）による日本標準産業分類表大分類による業種を記載すること。なお、不動産特定共同事業及び宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には、空欄とすること。

3 第二面関係

「役員」とは、業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者がいい、相談役、顧問、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を記入すること。

（例） 代表取締役、取締役、会計参与、監査役、代表執行役、執行役、代表社員、理事、監事等

4 第三面関係

- ① 第三面は、事務所ごとに作成すること。

- ② 「事務所の別」の欄には、「本店」又は「支店」（商人以外の者にあつては、「主たる事務所」又は「従たる事務所」）の別について記入すること。

- ③ 「登録番号」の欄には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第18条の規定により登録を受けた登録番号を記入すること。この際、登録を受けている都道府県知事については、下表により該当する都道府県知事を記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の－（ダッシュ）の後ろに「1」を記入すること。

(記入例)

東京都知事 第 000100 号 -

[東京都知事登録第000100号の場合]

青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事	北海道知事 (空知)
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事	北海道知事 (上川)
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事	北海道知事 (留萌)
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事	北海道知事 (宗谷)
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事	北海道知事 (オホ)
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	沖縄県知事	北海道知事 (胆振)
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	北海道知事 (石狩)	北海道知事 (日高)
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	北海道知事 (渡島)	北海道知事 (十勝)
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	北海道知事 (檜山)	北海道知事 (釧路)
埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事	北海道知事 (後志)	北海道知事 (根室)

5 第四面関係

業務の運営に関する基本原則、業務の種別及び内容、業務執行の方法、利害関係人との取引に係る手続等、不動産特定共同事業の業務の方法に関する事項を記載すること。

6 第五面関係

「事業の種類」については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成14年総務省告示第139号）による日本標準産業分類表細分類による業種を記載すること。

7 第六面関係

電子取引業務を遂行するための体制として、業務運営体制、重要な業務を担当する者の知識及び経験などを記載すること。